

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 7日

広島市長

提出者

住所 広島市中区吉島東3-2-33

氏名 国家公務員共済組合連合会 吉島病院
病院長 山岡 直樹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-241-2167

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国家公務員共済組合連合会 吉島病院
--------	-------------------

事業場の所在地	広島市中区吉島東3-2-33
---------	----------------

計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
--------	-----

②事業の規模	病床数 199床
--------	----------

③従業員数	292人
-------	------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を各部門・部署ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄を行う。 （20L、50Lプラスチック容器） 2. 専用の容器は、施錠できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 収集運搬委託業者が土日以外の曜日にて回収を行い委託先にて保管管理を行う。 4. 収集運搬委託業者が中間処理業者へ運搬し、中間処理業者が保管、処分を行う（※中間処理された産業廃棄物は全てリサイクルし、路盤材、鉄鋼製品に有価販売される為、最終処分に該当しない）
---------------------	---

別紙4

(廃棄物処理法-特産産廃処理計画書)

現状：前年度 (2022 年度)実績量
 計画：今年度 (2023 年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	101.277	27.84									101.277	27.84	101.277	27.84						
特定有害産業廃棄物																				
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
指定下水汚泥																				
鉱さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	101.277	27.84	0	0	0	0	0	0	0	0	101.277	27.84	101.277	27.84	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式
で作成したもので提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、薬剤科と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄を行う。
(20L、50Lプラスチック容器)
2. 専用の容器は、施錠できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。
3. 運搬委託業者が土日以外の曜日にて回収を行い委託先にて保管管理を行う。
4. 収集運搬委託業者が中間処理業者へ運搬し、中間処理業者が保管、処分を行う。(※中間処理された産業廃棄物は全てリサイクルし、路盤材、鉄鋼製品に有価売却される為、最終処分に該当しない)
※一連の流れはマニフェストにて管理をおこなう。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染性廃棄物と一般廃棄物および感染性を除く産業廃棄物の仕分けを安全性を重視しながら行い、排出の抑制を図る。 また、2022年度は感染性廃棄物委託処理会社との契約内容の変更や新型コロナウイルス感染症患者専用病棟のリネン類処分の影響により、排出量が著しく増加した。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>前年度に引き続き、感染性廃棄物と一般廃棄物を可能な限り仕分けし排出量の抑制を図る。 また、今年度より感染性廃棄物委託処理会社の変更・契約内容の見直しを実施した。 新型コロナウイルス感染症患者専用病棟も本年5月から、病床数を減らし、一般患者の受け入れを再開した為、前年度より処分量は減少する見込みである。</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>感染性と非感染性を混同しないよう分別を周知徹底している</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>委員会で医療ゴミに関する分別を再度徹底し、院内周知を行う</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>優良認定処理業者へ委託している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>優良認定処理業者へ委託している。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>101.28 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>電子マニフェストの活用も検討して行く。</p>